

## **[事案 2021-80] 就業不能給付金支払請求**

・令和3年12月2日 裁定終了

### **<事案の概要>**

約款所定の就業不能状態に該当しないことを理由に、就業不能給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

誤って自宅の階段から転落して約10日間入院し、退院後も自宅療養を続け、合計55日間、就業不能状態に該当したため、平成30年4月に契約した就業不能保障保険にもとづき、就業不能給付金を請求したところ、約款所定の就業不能状態に該当しないとして、給付金が支払われなかった。しかし、診断書において、生活に必要な活動項目5項目の内、「衣服の着脱」「入浴」の2項目が一部介助とされており、約款所定の就業不能状態に該当していることから、就業不能給付金を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

診断書を作成した医師に確認したところ、申立人の状態は、生活に必要な活動項目5項目（歩行、衣服の着脱、入浴、食物の摂取、排泄）が全部介助または一部介助に該当せず、約款所定の就業不能状態には該当しないことから、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の治療状況等と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、独自に外部の専門医の意見を求め、医学的判断の参考にした。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人が約款所定の就業不能状態にあったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。